

daily コラム

2023年5月31日(水)

〒308-0842 茨城県筑西市一本松 624-3

税理士法人和敬会筑西事務所 TEL 0296-22-3689 FAX 0296-25-0627

Email tfc@wakei-kai.com

基準期間で判定が原則だが 納税義務免除の特例の色々

原則規定

消費税においては、その課税期間の基準期間における課税売上高が 1000 万円以下の事業者については、納税義務を免除することとされています。

新規設立法人については、設立 1 期目および 2 期目の基準期間はありませんので、原則として納税義務が免除されます。なお、設立 3 期目以後の課税期間における納税義務の有無の判定については、原則どおり、基準期間における課税売上高が 1000 万円を超えるか否かで行うこととなります。

特例 1 特定期間に係る納税義務

但し、その課税期間の基準期間における課税売上高が 1000 万円以下であっても、その課税期間の前課税期間開始の日以後 6 ヶ月の期間（特定期間）における課税売上高が 1000 万円を超える場合、その課税期間の納税義務は免除されず、課税事業者となります。（なお、特定期間における 1000 万円超か否かの判定は、課税売上高に代えて、給与等支払額の合計額により判定することもできます）。これは、特定期間に係る納税義務の免除の特例とされています。

特例 2 新設法人の納税義務

さらに但しですが、新設法人（社会福祉

法人等を除きます。）のうち、その事業年度開始の日における資本金の額または出資金の額が 1000 万円以上である場合は、その設立 1 期目及び設立 2 期目の納税義務は免除されず、課税事業者となります。これは、新設法人の納税義務の免除の特例とされています。

特例 3 特定新規設立法人の納税義務

さらにさらに但しですが、資本金 1000 万円未満の新規設立法人（社会福祉法人を除きます）のうち、その事業年度開始の日において、その法人の株式・出資の 5 割超を直接又は間接に保有する法人及び完全支配関係法人グループの中に、その新規設立法人のその事業年度の基準期間に相当する期間の課税売上高が 5 億円を超える法人がある場合は、その設立 1 期目及び設立 2 期目の納税義務は免除されず、課税事業者となります。これは、特定新規設立法人の納税義務の免除の特例とされています。

これらの納税義務免除の特例に該当する場合には、これらに「該当する旨の届出書」を所轄税務署長に提出することとされています。



課税事業者選択を
しないのに、課税事
業者になってしまう
ケースです。